

今すぐ
確認！

消費税インボイス制度が始まります

本年10月よりインボイス制度が開始されます。現在免税事業者の方も、インボイス発行事業者の登録をするかどうか自身の事業実態に合わせて検討してください。

インボイス制度（適格請求書等保存方式）とは

買手は仕入税額控除の適用のために、原則として売手から交付を受けたインボイス（適格請求書）を保存する必要があります。

売手はインボイスを交付するためには、事前にインボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）の登録を受ける必要があり、登録を受けると、課税事業者として消費税の申告が必要となります。

仕入税額控除ってなに？

納付する消費税を算出する際に課税売上の消費税額から課税仕入れの消費税額を差し引くことです。

納付する消費税額の計算方法

$$\text{売上げの消費税額（売上税額）} - \text{仕入れや経費の消費税額（仕入税額）} = \text{納付する税額（納付税額）}$$

差し引く計算が
仕入税額控除

仕入税額控除には
インボイスの保存
が必要

インボイスがなければ
仕入税額控除できない※

※ 一定期間、経過措置が設けられています



当社（A社）の納税額は

$$\text{②1,000円（売上税額）} - \text{①700円（仕入税額）} = \text{300円（納付税額）} \quad \text{となります。}$$

当社（A社）が登録しないと

売上先（B社）にインボイスを交付できず、売上先（B社）はインボイスがなければ仕入額控除ができないので

$$\text{③1,300円（売上税額）} - \text{0円（仕入税額）} = \text{1,300円（納付税額）} \quad \text{となります。}$$

②1,000 円の
控除不可

当社（売手）がインボイスを交付した場合と比べ、売上先（買手）の納付税額が大きく計算されます

請求書の対応例

- ※ 下線部は、特に注意する項目です
- ※ 登録番号は、登録後に税務署から通知される番号です

請求書

①交付先の相手方（売上先）の氏名又は名称
(株)〇〇 御中

②取引年月日
11/1

③税率ごとに区分して合計した対価の額及び適用税率
8%対象 15,000円 消費税1,200円
10%対象 3,000円 消費税 300円

④売手（当社）の氏名又は名称及び登録番号
▲▲▲▲(株) 登録番号T1234...

⑤取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
11/1 魚 ※ 5,000円
11/1 豚肉 ※ 10,000円
11/15 割りばし 1,000円
11/29 タオルセット 2,000円

⑥税率ごとに区分した消費税額
※ 軽減税率対象

登録をするかどうかは
事業所の任意です

登録を受けるかどうかはどう判断する？

〈販売先による考え方〉

販売先の区分	事業者のみ	事業者と一般消費者が混在	一般消費者のみ
自社業種（例）	建設業、製造業 等	飲食店、花屋 等	学習塾 等
基本的な対応方針	インボイス発行事業者になることを検討する	事業者への販売（例えば飲食店での事業者による接待利用など）の多寡によってインボイス発行事業者になることを検討する	販売先にインボイス事業者がいらない限り、インボイス発行事業者になる必要はない。

※事業者であっても免税事業者や、簡易課税制度を選択している販売先は、インボイスが不要です。

インボイス発行事業者になるかの判断は、販売先によっても異なります。

例えば、販売先が一般消費者のみの場合、現状は事業者への販売がなくても将来的に発生するかもしれません。また、一般消費者だと思って販売していたところ、領収書を求められて、実は事業者だったとわかるケースもあります。さらに、販売先が事業者でも、その**事業者が免税事業者や簡易課税を選択している事業者なら仕入先からのインボイスは不要**なので、インボイス発行事業者となる必要がない場合もあります。

インボイス発行事業者になるかどうかは、自社の経営状況（収益状況、経理業務にかかるコスト、販売先、販売先との取引における関係性）や、将来の経営戦略などを踏まえ、総合的に検討する必要があります。

〈取り得る選択肢によるメリット・デメリット〉

選択肢	現在の消費税区分	メリット	デメリット
インボイス発行事業者の登録を行う	免税事業者	・販売先は仕入税額控除が可能となるため取引が継続する可能性が高い	・消費税の納付・申告が発生し、事務負担が増える ・消費税分を販売価格に転嫁できず利益が減少する
	課税事業者		・登録申請等の手間が発生 ・自社の請求書の様式を変更 ・発行したインボイスの保存が必要
インボイス発行事業者の登録を行わない	免税事業者	・消費税の納付・申告が不要 ・登録申請等の手続きが発生しない ・従来どおりの請求書の使用が可能 ・インボイスの保存が不要	・販売先は仕入額控除ができないため取引が見直される可能性がある
	課税事業者		